



消防署からのお願い

発行

緊急時、自動で119番に発信する機能とは？

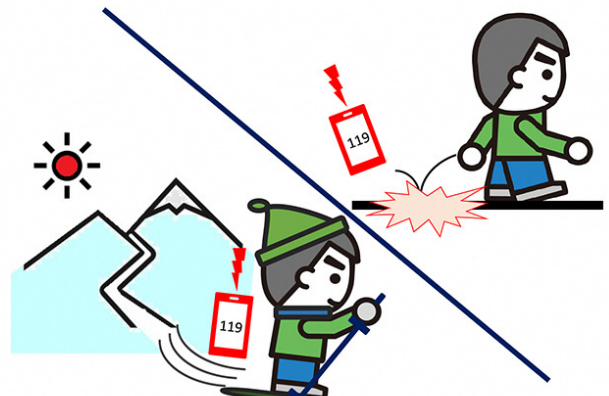


スマートフォンやスマートウォッチには、車が激しい衝撃を受けたときに車内のスマートフォンやスマートウォッチが衝突事故を検出する機能や電源ボタン等を操作すると簡易的に119番を発信できる機能が搭載され、初期設定で有効になっているものがあります。最近だと、スキーでの転倒や携帯が落下した際にも本機能が作動することが報告されています。

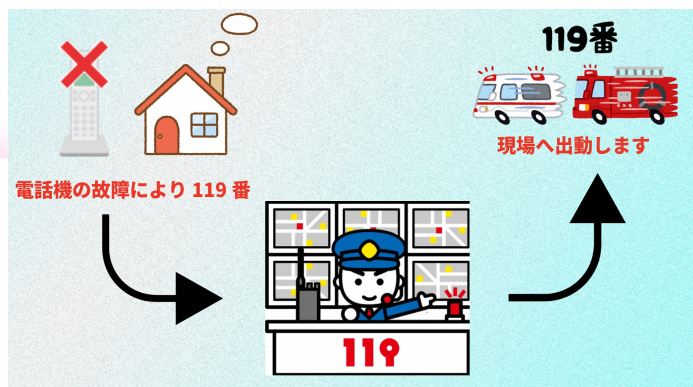
自動で119番に発信する機能が作動したときは？

救急車などが必要ないのに119番が発信された場合、電話を切らずに「間違えです」とお伝えください。

また、消防から折り返し電話をすることがありますので、必ず電話に出て救急車や消防車が必要かどうかをお伝えください。



固定電話の誤作動による119番通報について



電話機の故障や回線の誤作動が原因で、意図せず119番が発信されることがあります。見附市においても、過去3年間で14件の出動がありました。発信のあったお宅にこちらから折り返し電話をかけて確認を行いますが、電話機の故障で繋がらないことや繋がっても発信者が無言の場合には、緊急通報かどうかの判断のために、通報のあった住所に消防車と救急車が出動します。

【発行元】見附市消防本部

〒954-0059 見附市昭和町2丁目6番33号
TEL 0258-62-0555 FAX 0258-62-7755



◀セーフティ見附は左記の2次元コードからご覧になれます

MAIL:syoubou@city.mitsuke.niigata.jp

セーフティー

Safety みつけ



NEW 活動服

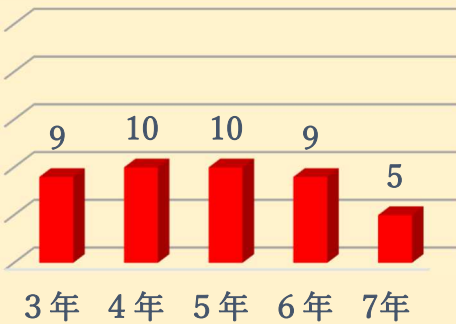
- ・ストレッチが効く素材になり、動きやすさが向上。
- ・脇の部分にベンチレーション機能が採用され、通気性が向上。
- ・従来青色だったベルトは黒色に変更。
- ・ネーム、バックプリントは黄色に変更。

令和8年3月発行

春号

令和7年 見附市の火災・救急・出動概況について

■ 火災件数



令和7年に発生した火災件数は5件で、前年と比較し4件減少しました。火災による死者は発生しませんでした。過去10年間の火災件数平均値は9.6件で、令和7年の5件は、火災統計調査開始以降、平成19年の4件に次ぐ2番目に少ない件数となりました。

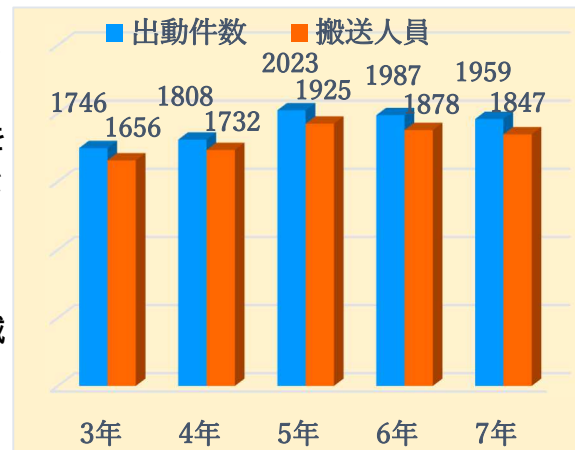
火災種別は、建物火災が4件、車両火災が1件となっています。



令和7年の救急出動件数は1,959件となりました。1日の平均出動件数は5.4件で、市民の約20人に1人が搬送された計算となります。

事故種別では急病が1,220件と全体の約62%を占めています。搬送された方は65歳以上の高齢者が72.1%を占め、年々増加傾向となっています。

搬送人員の状況は、41%が「軽症」となっており、前年の「軽症」が47%であることから、6ポイントの減少が見られました。これは、市民に救急車の適正利用が認知されてきたものと考えられます。



春の火災予防運動が始まります！

令和8年4月1日～7日

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



林野火災を防ぐために

見附市火災予防条例が改正されました！



令和7年2月に岩手県大船渡市で山林火災が発生し、林野約 3,370ha、90 棟の住宅が焼損する甚大な被害が出ました。これを踏まえ、市では、令和8年1月1日から「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を開始しました。



主な改正点 その②

以前から、ごみの野焼き・家庭や事業所での焼却は禁止されています。しかし、「廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第十四条」により、次の場合は焼却禁止の対象外となり、消防本部に届出が必要となりました。

- ▼国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却
- ▼災害予防、応急対策または復旧のための必要な焼却
- ▼風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(さいの神など)
- ▼農業、林業、または漁業を営むため、やむを得ないものとして行われる廃棄物焼却(河川や堤防の管理者や委託者が下草などの焼却をする場合など)
- ▼たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの(たき火、キャンプファイヤー、食住で生活に欠かせないかまど炊き、風呂炊きなど)

主な改正点 その①

市では、林野火災の発生しやすい3月～5月の期間(降水量が少なく乾燥・強風が予想される期間)にかけて、林野火災に関する注意報・警報の運用を開始しました。



●林野火災注意報を発令したとき
解除されるまでの間、市内全域にいる人は、火の使用制限に従うよう努めなければなりません。

●林野火災警報を発令したとき
火の使用制限に従わなければならない
ならず、その使用制限に従わなかった人には罰則があり、30万円以下の罰金、または拘留に処せられます。

林野火災注意報・警報発令の指標 → 警報発令時、火の使用制限があります。

林野火災注意報

次の①または②のいずれかの条件に該当する場合。

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下。

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表。※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しない可能性もあります。

注意報・警報発令時の情報発信は、

- ・消防車両による巡回広報
- ・緊急情報メール
- ・見附市のLINEとホームページから情報発信します。

※警報発令時は、防災スピーカーでも周知します。

努力義務

火の使用制限

- ・山林、原野などにおいて、火入れをしない。
- ・花火などの煙火を爆発させたり燃焼させたりしない。
- ・屋外における火遊びまたは、たき火をしない。
- ・屋外において、引火性または、爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しない。
- ・山林、原野などで喫煙しない。
- ・残火、取灰、火粉を始末する。

義務

【強風注意報の発令】

林野火災警報

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合。



さいの神

「火災とまぎらわしい煙を発する恐れのある行為」には届出が必要です。

- 届出は実施日までに、余裕をもって提出をお願いします。
- 届出をしても、焼却行為が火災予防上危険と判断された場合や苦情の通報が入った場合は、焼却行為の中止を指導する場合があります。

※消防本部で受理した場合でも、内容は市担当課と情報共有するため、後日、担当課から内容確認または指導の連絡が入る場合があります。



たき火



キャンプファイヤー

届出書は、市ホームページからダウンロードできます。

ちなみに・・・

この度発令される林野火災注意報ですが、実は見附市でも昨年、発令条件に該当したことが4回ありました。林野火災は「対岸の火事」ではなく、一度発生すれば長期化して被害は甚大になります。

この条例改正で、一般家庭でも、たき火をする時に届出が必要となりました。たき火を行なう際には、煙などのトラブルを避け、火災の発生を防ぐために、いつでも消火できる態勢で臨んでください。また、家庭ごみの焼却はたき火に該当しません。従来どおり禁止されていますので、ルールを守って廃棄をお願いします。

